



健 推 発 第 237 号
令和7年(2025年)8月22日

関係者各位

熊本市長 大西 一史
(健康づくり推進課扱い)

熊本市における訪問看護情報書の提供基準について(通知)

日頃から、本市の保健福祉行政について、御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本市では、訪問看護情報提供療養費1の算定対象患者について、別紙のとおり提供基準を定めております。このたび、改めてその内容をお知らせいたします。

ついては、下記の内容をご確認いただき、該当するケースにおいて、情報提供書をご提出くださいますようお願いいたします。

今後とも、地域の医療・福祉の連携強化に向けて、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 送付文書 訪問看護情報提供基準について 別紙のとおり

(参考)

訪問看護情報提供療養費1

訪問看護ステーションが利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して、市町村等又は指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。

(引用：令和6年厚生労働省告示第62号「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う 実施上の留意事項について(通知)」より)

[お問い合わせ先]

熊本市健康福祉局健康福祉部
健康づくり推進課 浦本 前園
電話 328-2145

訪問看護情報提供書の提供基準について（熊本市）

熊本市における訪問看護情報提供書の提供基準は下記のとおりです。

	対象	送付頻度
(1)	人工呼吸器を装着する児・者	新規時および看取り時
(2)	20歳未満の医療的ケアを要する者	新規時
(3)	措置入院が解除された精神障がい者	退院後、半年間 月1回
(4)	医療観察法の入院による医療の決定を受け、退院した者	退院後、3年間 月1回
(5)	精神障がい者で必要と判断したケース	提供及び頻度については、精神保健福祉室と相談の上、決定する。

※ 上記の対象以外で必要と思われる場合は、訪問看護ステーションより関係課へご連絡いただき、協議の上、提出の可否や頻度を決定してください。

●情報提供書 送付先

以下の宛先に送付してください。その後、健康づくり推進課から関係課に送付します。

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉局健康福祉部 健康づくり推進課 TEL096-328-2145

●関係課への送付の流れ

訪問看護ステーションから、熊本市健康づくり推進課に送付された情報提供書は、下記のとおり、関係課へ送付します。

(1) 医療対策課

(1)・(2) 各区保健子ども課

(3)・(4)・(5) こころの健康センター

●関係課 連絡先

医療対策課 医療企画班	096-364-3186
中央区保健子ども課	096-328-2419
東区保健子ども課	096-367-9134
西区保健子ども課	096-329-1147
南区保健子ども課	096-357-4138
北区保健子ども課	096-272-1128
こころの健康センター 精神保健福祉班	096-361-2293